



～必要な人が成年後見制度の利用に結びつくように～

おやま権利擁護通信

発行：小山町権利擁護支援センター
 (小山町社会福祉協議会内)
 小山町小山 75-7
 小山町健康福祉会館 2階
 TEL：0550-76-9906

“成年後見制度” と “日常生活自立支援事業”

「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」は、認知症や知的障がい・精神障がい等があることで、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方が対象となります。本人の判断能力や今後どのような支援が必要となるのかによって、どちらの制度の利用が望ましいのかを検討することになります。

2つの制度はよく似ていますが、日常生活自立支援事業は、ご本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理等に限定したサービスです。成年後見制度は、財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助する制度です。

ひとりぐらしの生活って
何となく不安

障がいを持つ子どもの
将来が不安

悪い人にだまされたら
どうしよう



このごろガス料金の
支払いを忘れる

お金のやりくりができない

介護保険の申請って、
どうしたらいいんだろう

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	精神上の障がいにより意思表示をする能力が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く常況（後見）にある人	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分ではあるが、利用の意思があり契約内容を理解できる人 ※認知症の診断の有無、障がい者手帳の有無は問いません。
支援内容	○預金、不動産、証券など財産全般の管理 ○施設への入退所契約、治療入院契約 ○不動産の売却や賃貸契約・解約 ○消費者被害の取消。財産管理や身上保護に関する法律行為全般を行う。	○日常的な預金の払戻し、預け入れ等生活費の管理、福祉サービス利用料の支払手続き ○福祉サービスを利用する際の契約手続き等の援助 ○通帳・印鑑・年金証書等の預かり
支援者	家庭裁判所から選任された成年後見人等	小山町社会福祉協議会（専門員・生活支援員）
費用	家庭裁判所が本人の資産等から適切と思われる金額を判断する。	相談は無料 契約締結後は、サービスの利用1回1,000円
その他	利用を希望する場合は、家庭裁判所に申立てを行う。	利用を希望する場合は、小山町社会福祉協議会へ申込む。

* 制度について詳しく知りたい方は、小山町社会福祉協議会（☎76-9906）までご連絡ください。

成年後見制度 Q&A

- Q. 申立てに必要な診断書を願う病院に心当たりがない場合は、どうしたらよいですか？
- A. 権利擁護支援センターでは、令和2年度に町内の医療機関に対して、診断書についてのアンケート調査を行いました。初診の方についても対応していただける医療機関もあるので、同センターにご相談ください。
- Q. 成年後見人等は申立てをしてからどのくらいで決まりますか？
- A. 一般的には、1～3か月程度とされていますが、家庭裁判所が申立書を受付けた後、家庭裁判所による調査（親族などへの照会や本人との面会など）が行われることがあります。また、本人の判断能力について確認が必要な場合には、医師による鑑定が求められることがあります。そのため、個々のケースによって期間は異なり、3か月以上を要する場合があります。



成年後見制度の利用事例

Vol. 3

対象者の概要

40歳代女性・知的障がい・自宅で両親と3人暮らし

【困りごと】 父親が入院。母親も高齢で支援が充分に出来なくなった。

Cさんは、特別支援学校卒業後、作業所を利用しながら両親と一緒に暮らしていました。両親の見守りのもと、自分の身の回りのことは出来ていました。

先日、父親が入院し、介護が必要になりました。母親がCさんの支援に加えて、父の介護も行うことになりましたが、母親も高齢であり十分な支援が出来ません。両親は、このまま2人ともが入院や介護が必要になった場合に、Cさんがどうなるのか心配になりました。

【成年後見制度の申立て】

母親が心配して相談支援事業所に相談したところ、金銭管理や福祉サービスの利用契約、Cさんの見守りなども出来る成年後見制度の利用を勧められました。母親が申立てを行い、家庭裁判所から保佐人が選任されました。

【制度利用後の生活】

金銭管理や福祉サービスの調整等は、本人の意向を聞きながら保佐人が行うようになり、母親の負担が軽減されました。Cさんと保佐人の関係は良好で、両親以外に相談できる人が増えたことを喜んでいきます。

事務局から

今年度より、成年後見事業運営委員会を設置し、7月7日（水）に『第1回運営委員会』を開催しました。運営委員（6名）の協力を得ながら、本会の後見業務を適正に推進していきます。



【運営委員の皆さん】

委員長 牧野 直人氏（弁護士）	副委員長 杉山 雅代氏（地域包括支援センター社会福祉士）
運営委員 鈴木 修司氏（司法書士）	運営委員 田代 美恵氏（障害者相談支援専門員）
運営委員 高橋はるみ氏（小山町介護長寿課）	運営委員 滝口未起子氏（小山町住民福祉課）